

令和 8 年度第 4 回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期 日 令和 8 年 7 月 9 日（木） 午後 2 時 3 0 分開会

2 場 所 佐倉市役所 1 号館 6 階 農業委員会会議室

3 出席委員（15 名）

1 番	梅 澤 孝 雄	2 番	眞 野 文 雄
3 番	足 立 正 道	4 番	石 渡 文 久
5 番	牛 玖 良 一	6 番	鈴 木 孝 徳
7 番	林 重 孝	8 番	山 崎 宏
9 番	立 田 正 人	10 番	藤 崎 光 弘
11 番	太田原 修	12 番	江 川 昌 子
13 番	三 門 増 雄	14 番	兼 坂 仁
15 番	石 田 和 久（議長）		

4 欠席委員（0 名）

5 議事日程

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（農業委員会許可）

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 令和 8 年度第 4 次農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

議案第 4 号 土地改良事業参加資格者の申出書の承認について

議案第 5 号 佐倉市農業委員会農地利用最適化推進委員の選出について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 渡部 友昭

主 査 大塚 孝

◎開　　会

午後２時３０分開議

◎諸般の報告

○事務局長

定刻となりましたので、ただいまから令和８年度第４回農業委員会総会を開催いたします。

それでは、諸般の報告をいたします。

皆様の農業委員としての任期は、令和８年７月１９日までとなっております。そのため、このメンバーで総会を開催するのは今回が最後となります。

この３年間、長きにわたり農業委員会活動にご尽力いただきまして、誠にありがとうございました。

次期委員の任命式につきましては、７月２２日（水）午後１時３０分から執り行いまして、その後、臨時総会を開催する予定としております。

また、次期委員による最初の定時総会につきましては、８月７日（金）午後２時３０分から、佐倉市役所１号館６階農業委員会会議室において開催いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

◎開会の宣言

○議長

それでは、会議を始めます。

ただいまの出席委員は１５名で佐倉市農業委員会会議規則第７条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和８年度第４回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長

日程第１、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日１日とすることにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長

異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日１日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長

日程第２、会議録署名人の選任について議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長

異議は、ないものと認めます。

それでは、議長から指名させていただきます。

議席番号１番 梅澤孝雄委員、議席番号２番 眞野文雄委員を会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長

日程第３、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、

議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について

議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請について

議案第３号 令和８年度第４次農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

議案第４号 土地改良事業参加資格者の申出書の承認について

議案第５号 佐倉市農業委員会農地利用最適化推進委員の選出について

以上、５議案でございます。

本総会につきましては、事前に議案をお配りし、事案について審査をお願いしております。

それでは、議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請についてでございます。それでは事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議事の説明に入ります前に、総会議案の一部に誤りがございましたので、先に訂正をお願いいたします。

資料１～２ページの第１号第４項の「権利の内容」につきまして、「賃借権の移転」と記載しておりますが、正しくは「所有権の移転」でございます。

次に、資料２～３ページの第１号第５項の「権利の内容」につきまして、「賃借権の移転」と記載しておりますが、正しくは「所有権の移転」でございます。

謹んでお詫びいたしますと共に訂正をお願いいたします。以上でございます。

◎議案第１号の説明

○事務局長

議案第１号につきまして、ご説明いたします。

総会議案の１ページから３ページをご覧ください。

農地法第３条の規定による許可申請につきましては、農業経営の効率化と規模拡大を図るため、売買を伴う所有権の移転４件、解除条件付き賃借権の設定が１件、合計５件でございます。

詳細につきましては、議案書、許可要件調査書等をご参照くださるよう、お願いいたします。以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がありました。

議案第１号第１項について、江川委員より調査報告をお願いいたします。

○江川委員

議席番号１２番の江川です。

議案第１号第１項の調査報告をいたします。

権利者、●●の●●●●さんは、農業経営の効率化を図るため、義務者、●●の●●●●●●さんとの話がまとまり、●●●の畑●筆、●●●●㎡を無償譲渡することになりました。特に問題は無いものと思われます。よろしくご審議の程お願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは審議を行います。

何かご質問等がございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長

無いですので、これより採決をいたします。お諮りいたします。

議案第１号第１項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。よって、議案第1号第1項は、許可と決しました。

続きまして、議案第1号第2項について、江川委員より調査報告をお願いいたします。

○江川委員

議席番号12番の江川です。

議案第1号第2項の調査報告をいたします。

権利者、●●の●●●●●●さんは、農業経営の効率化を図るため、義務者、●●の●●●●●●さんとの話がまとまり、●●の水田●筆、●●●●●㎡を無償譲渡することになりました。特に問題は無いものと思われまふ。よろしくご審議の程お願いいたします。

報告は以上でございます。

○議長

ありがとうございました。それでは審議を行います。

何かご質問等がございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長

無いですので、これより採決をいたします。お諮りいたします。

議案第1号第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。よって、議案第1号第2項は、許可と決しました。

続きまして、議案第1号第3項について、事務局より調査報告をお願いいたします。

○事務局長

議案第1号第3項の調査報告をいたします。

申請者は、●●●の有限会社●●●です。同社では、土壌・地下水調査用機材の

○鈴木委員

議席番号 6 番の鈴木でございます。

以前、お電話でお話をさせていただきました、●●●地区を担当しております鈴木と申します。栽培の手法等については、土地の地権者さんに教えていただくということと、軌道に乗れば規模を拡大されたいというお話でしたので、●●●地区においても耕作放棄地が増えておりますので、頑張っていたきたいと思います。

○立田委員

議席番号 9 番の立田と申します。

先程、事務局のほうからの説明にもございましたが、現在、農作業スタッフを募集されているとのことですが、応募状況などの手ごたえについて教えていただければと思います。

○申請人

募集はかけ続けているところです。現状、既に社員がおりますので、その者の手を借りながら実施しているところです。募集はかけていますけれども、なかなか人が見つからない状況ですが、募集はかけ続けます。

○議長

他にございますか。

———（発言者なし）———

○議長

無いですので、申請人は退席をお願いします。ご苦勞様でした。

———（申請人退席）———

○議長

申請人が退席いたしましたので、これより採決をいたします。お諮りします。

議案第 1 号第 3 項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。よって、議案第1号第3項は、許可と決しました。

続きまして、議案第1号第4項について、鈴木委員より調査報告をお願いいたします。

○鈴木委員

議席番号6番の鈴木です。

議案第1号第4項の調査報告をいたします。

権利者、●●の●●●さんは、農業経営の効率化を図るため、義務者、●●の●●●●さんとの話がまとまり、上座の水田●筆、●●●m²、畑●筆、●●●m²を購入することとなりました。特に問題は無いものと思われます。よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長

ありがとうございました。それでは審議を行います。

何かご質問等がございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。お諮りいたします。

議案第1号第4項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。よって、議案第1号第4項は、許可と決しました。

続きまして、議案第1号第5項について、三門委員より調査報告をお願いいたします。

○三門委員

議席番号13番の三門です。

議案第1号第5項の調査報告をいたします。

権利者、義務者ともに、事由のとおりです。特に問題は無いものと思われます。よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長

ありがとうございました。それでは審議を行います。
何かご質問等がございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。お諮りいたします。
議案第1号第5項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。よって、議案第1号第5項は、許可と決しました。
続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。それでは事務局の説明をお願いいたします。

◎議案第2号の説明

○事務局長

総会議案の4ページをご覧ください。

農地法第5条の規定による許可申請5件につきまして、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。

それでは、議案第2号第1項について説明いたします。

申請者は、千葉市●●区に住む●●●さんで、当該申請地は、かつてご親族が所有されていた土地であり、農地解放により国に収用された経緯があるようでございます。

このたび、義務者すなわち現在の所有者である千葉市●●区にお住まいの●●さんと、権利者すなわち購入予定者である千葉市●●区にお住まいの●●さんとの間で合意が成立しまして、山林への転用を伴う所有権移転を行おうとするものです。

転用に当たって、桜の木を●本、椿の木を●●本植栽する計画となっております。

また、県の農地転用関係事務指針によれば、森林への転用は、植栽後3年間を経過しなければ地目変更ができない運用となっております。

なお、申請地は、●●●●●の近隣で●●と●●の境に位置する畑であり、市街化調整区域内の10ha未満の集団性がない農地であり、第2種農地と思われます。

許可要件につきましては、議案第2号第1項の許可要件調査書及び位置図のとおりでございます。許可要件を満たすものと考えております。

説明は以上でございます。

○議長

ただいま事務局より説明がございました。

申請人を呼んでおります。それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長

申請人の方は、ご苦労様でございます。

自己紹介の後、申請の概要について、ご説明をお願いいたします。

なお、発言する際には、挙手のうえ、議長に許可を求めてください。

それでは、申請人どうぞ。

———（申請人説明）———

○申請人

私は、●●出身の●●と申します。今は東京のほうに勤めておりまして、千葉のほうに住んでいますけれども、週に1回くらいは●●のほうに戻ってきているような状況でございます。

申請内容についてご説明させていただきます。本申請につきましては、元々私の祖母のほうを持っていた土地だったんですけれども、いわゆる昭和25年くらいの農地解放でなくなってしまうまして、そのままになっていたんです。今回、相続された●●様ですね、そちらに相談に行きましたら、譲ってもいいということになりましたので、今回の申請に至ったということになります。

事業目的につきましては、元々山林であった土地でございます。それで昭和25年の農地解放の時に不在地主ですね、私どもの●●は●●に属しておりました。この●●は●●●に属しておりますので、村外ということもありまして、不在地主という扱いですべての農地は取り上げということで、一部ですね、一反歩だけこことは別にもう一箇所取られて、二反歩ほど、この●●の地区については、農地解放にあたったというところでございます。

今回元々の事業目的であります山林に戻したいということで、戻す予定なんですけれども、何年か前に一度、その隣の土地ですね、私どもの土地のほうで500本ほど松を植えました。それで松林にしようと思ったんですけれども、松がすべてマツクイムシにやられてしまいまして、10年くらいで駄目になってしまいました。今は、榎ですとかいろんな桜ですとか、木を植えているような状況でございます。申請地につきましても同様に、桜と椿の木を植えて生育させたいと考えているとこ

ろでございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいま申請人より説明がございましたが、何か質問等がございましたらお願いいたします。

———（発言者なし）———

○立田委員

議席番号９番、立田と申します。ちょっと教えていただきたいのですが、現地を見えますと、現在、雑草が繁茂している状況で、周辺には自動車が置いてあったり、奥のほうでは何か車両が工事をしているような状況でしたけれども、今回、これは山林に戻すということになりますと、ある一定の期間はその状況を保っていないと登記ができないと思います。この転用の許可が下りた段階で、いつ頃から着手をしてどういったスケジュールで山林の登記をされるお考えなのかお聞きします。

○申請人

事業の計画につきましては、この時期に木を植えても枯れてしまいますので、１０月に椿を植樹して、桜は１２月頃までに植樹をする予定です。椿については１０月頃に植えられますのですが、桜については極力寒い時のほうが適していますので、１２月中には、年内には完了させる予定です。

管理につきましてもご質問がありましたので、説明させていただきますと、今、私どもで隣の土地のほうを年に４～５回除草剤を撒いております。これと同じように除草剤を撒いて、近隣の畑ですとか、近隣には畑が今なくなっていましたけれども、近隣の土地に迷惑をかけないようにしたいと考えております。

○立田委員

わかりました。せっかく桜や椿の木を植えるのですから、きれいに管理していただいて、地域の環境美化に努めていただきたいと思います。

○議長

他に何かございますか。無いようですので、申請人は退席をお願いいたします。ご苦勞様でございました。

———（申請人退席）———

○議長

申請人が退席いたしましたので、これより採決をいたします。お諮りします。

議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。よって、議案第2号第1項は許可相当と決しました。

続きまして、議案第2号第2項、第3項は関連性がございますので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長

それでは、議案第2号第2項、第3項について、ご説明いたします。

申請者である東京都●●●区の●●●●株式会社は、太陽光発電事業を営んでおります。

申請は太陽光発電施設用地に農地転用するものです。義務者は、東京都●●区に住む●●●●●さんが所有する●●●の水田●筆、●●●㎡、●●●に住む●●●●●さんが所有する●●●の水田●筆、●●●㎡、いずれも現況、畑、合計●●●●㎡について話がまとまり、転用を伴う所有権移転を行おうとするものです。

申請地は、●●●地先の●●川と●●●●●●の間にあり、近隣には民間の●●が設置されています。

市街化調整区域内の10ha未満の集団性がない農地であり、土地改良区受益区域外の第2種農地と思われます。

許可要件につきましては、議案第2号第2項、第3項の許可要件調査書及び位置図のとおりでございまして、許可要件を満たすものと考えております。

説明は以上でございます。

○議長

ただいま事務局より説明がございました。

申請人を呼んでおります。それでは申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長

申請人の方は、ご苦労様でございます。

自己紹介の後、申請の概要について、ご説明をお願いいたします。
なお、発言する際には、挙手のうえ、議長に許可を求めてください。
それでは、申請人どうぞ。

———（申請人説明）———

○申請人

よろしくお願いいたします。私は、●●●●株式会社の●●と申します。

私どもの会社は東京都にある会社ではあるのですが、主に事業の生業としては、太陽光発電所の開発・設計や運転開始後の保守を行っている会社でございます。

日本全国に発電所がございまして、南は九州のほうから北は東北地方のほうまで発電所を管理している会社でございます。

今回、関東地方、主に千葉県のほうで発電所の件数を拡充させていくにあたり、ご縁があってお譲りいただいた土地の中に太陽光発電所として農地転用の申請をさせていただきました。以上、ここまでが事業紹介になります。

○議長

ただいま申請人より説明がございましたが、何か質問等がございましたらお願いいたします。

———（発言者なし）———

○立田委員

議席番号9番、立田と申します。ちょっと教えてください。

現地を確認いたしましたら、今回の申請地は道路の地盤面よりも低く、しかもガマの穂が生えているような湿地帯だと思うのですが、設置図面を見ますと根入りが3mくらいあるようになっております。ここには盛り土だとか砂利敷きだとか、そういった地盤を強化するような方法というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○申請人

そこには、今新しい土を入れたりとかというのは全く計画にございません。と言うのはですね、一応、工事をする前に地盤の調査を行っております。それで地盤調査の結果に基づいて、今言われた根入り、地面に杭を刺して強度を持たせるのですが、その杭の長さというのが地盤の調査結果によって算出されますので、問題がないことを確認したうえで、設計を行っております。そのため、新しい土を入れたりですとか、土を搬出したりとかっていうことも一切ございません。

○立田委員

わかりました。そうすると施設そのものについては、地盤の耐力が十分に確保されていると判断されると。それと施工上は、特にこの中では大丈夫なのでしょうか。人が歩いたり、機材を搬入したりとか、といったことがあると思いますが。

○申請人

そこに関しては、地盤が緩い場所ではありますので、適宜養生を取りながら事故等の無いように、安全には注意して行ってまいります。

○立田委員

わかりました。現地では、裏手のほう、南側にあたる場所では、水田が現在も耕作されていますけれども、太陽光発電施設の敷地内で雑草が繁茂したりすると隣の水田に迷惑がかかってしまう可能性があります。それと最近多いのは犯罪ですね。防犯関係。これも近隣に影響が出てきませんが、雑草対策と防犯対策について、どう考えているかお聞きしたいのですが。

○申請人

まず雑草対策でございますが、私たち基本的に草刈りを定期的に入れるような形で計画をしております。というのが、まず除草剤を使われるようなケースもあるのですが、隣などに耕作中の田んぼとかがありますので、これについては基本的に草刈りで対応します。ではどのような形で対応していくのかっていうと、地元の業者さんであったりとか、私たちは佐倉市でも何か所か運転を開始しているものがあったり、●●市や●●●●町のほうでも太陽光発電所を管理していますので、そこと連携して定期的に草刈りを入れる予定でございます。

2つ目の防犯対策のほうになるのですが、実は私たちも物凄く困っていてですね、電線が盗難にあうケースが太陽光で多いのですが、実は私たち盗難が増えてから盗まれるであろう銅線のを全てアルミのケーブルに交換しております。アルミのケーブルというのは、単価が安いということと、足がつきやすいということで、盗難するグループというのがアルミ系というのは基本的に狙わないそうです。ですので、私たちは基本的に発電所のケーブルはアルミのケーブルを使っております。外側からだとアルミなのか銅なのかわからないので、表のフェンスを一周グルッと巻くんですけれども、そこに、ここはアルミのケーブルを使っていますということを大々的にPRをして狙われないような形の対策をする予定でございます。

○立田委員

わかりました。豊富な経験に裏打ちされた技量をお持ちですので、日頃の管理等

について是非よろしく願いいたします。

○議長

他に何かございますか。無いようですので、申請人は退席をお願いいたします。
ご苦勞様でございました。

———（申請人退席）———

○議長

申請人が退席をいたしましたので、これより採決をいたします。お諮りします。
議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。よって、議案第2号第2項は許可相当と決しました。
次に、議案第2号第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。よって、議案第2号第3項は許可相当と決しました。
続きまして、議案第2号第4項について、事務局の説明をお願いします。

○事務局長

それでは、議案第2号第4項について、ご説明いたします。
申請者である株式会社●●●●●●●●は、●●地先で乗用車の販売業を営んでおります。今般、事業を拡大するにあたり、販売店の敷地内に販売車両置場と従業員駐車場が併設され手狭になっているため、●●に住む●●●さんが所有する畑●●筆、●●●㎡について話がまとまり、駐車場用地として転用を伴う20年間の賃借権設定を行おうとするものです。
申請地は、●●地先の●●●●●●●●の分岐に近く、●●公園の向かいにある平坦な畑で、市街化調整区域内の10ha未満の集団性がない農地であり、土地改良区受益区域外の第2種農地と思われます。

許可要件につきましては、議案第2号第4項の許可要件調査書及び位置図のとおりでございます。許可要件を満たすものと考えております。

説明は以上でございます。

○議長

ただいま事務局より説明がございました。

申請人を呼んでおります。それでは申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長

申請人の方は、ご苦労様でございます。

自己紹介の後、申請の概要について、ご説明をお願いいたします。

なお、発言する際には、挙手のうえ、議長に許可を求めてください。

それでは、申請人どうぞ。

———（申請人説明）———

○申請人

農地法第5条の申請を佐倉市●●で申請しました、株式会社●●●●●●●と●●●様の代理人になります。よろしくお願いいたします。

今回の申請地と道路を挟んで●●●●●●●の店舗と社員駐車場がございますが、店舗側では社員駐車場の台数が不足しているため、道路向かいの休耕地の所有者である●●様に相談しました。その結果、賃借により利用できることとなったため、社員駐車場として使用する予定になっております。

○議長

ただいま申請人より説明がございましたが、何か質問等がございましたら、お願いいたします。

○立田委員

議席番号9番、立田と申します。何点か教えていただきたいことがございます。

駐車場の出入口なんですけれども、こちらには横断側溝と書いてあるのですが、ここ周辺はL型の側溝がずっと入っているものですから、これを通常の側溝に変更される計画ということでよろしいのでしょうか。

○申請人

図面に書いてありますように、横断側溝に替えさせていただきます。なお、当然、道路の歩道切り下げの申請もいたしますので、説明書に書いてありますとおり申請しますので、間違いありません。

○立田委員

ありがとうございます。道路法24条になるのですかね。これの申請で。それとこの駐車場は砂利敷きということではよろしかったでしょうか。

○申請人

ここについては、車両を停めるところはアスファルト敷きにしまして、雨水の関係もありますので、それ以外の外側については砂利敷きにして、雨水を浸透させるようにいたしますので、車両を停めるところだけアスファルト舗装となります。

○立田委員

ありがとうございます。そうしましたら一応周辺に砂利だとか大雨が降った時の雨水とか、そういったものが道路上に流出しないように、日頃のパトロール等で管理をお願いしたいと思います。

○議長

他に何かございますか。

○鈴木委員

議席番号6番の鈴木です。公園との間の道が非常に狭いので、図面のほうではキャリアカーと書いてあるのですが、キャリアカーもここは通るのでしょうか。

○申請人

車両を運んできますので、運んでくるといいですか、キャリアカーはどうしても店舗のほうにも置けなくなりますので、申し訳ないですけど、1台入れるということになります。

○鈴木委員

この公園との間の道が、車のすれ違いがなかなか困難なくらい狭いので、通行される際には十分気を付けてください。

○申請人

はい、わかりました。

○議長

他に何かございますか。無いようですので、申請人は退席をお願いいたします。
ご苦労様でございました。

———（申請人退席）———

○議長

申請人が退席いたしましたので、これより採決をいたします。お諮りします。
議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。よって、議案第2号第4項は許可相当と決しました。
続きまして、議案第2号第5項について事務局の説明を求めます。

○事務局長

それでは、議案第2号第5項について、ご説明いたします。
申請者である●●の●●●●●●さん、●●さんは、専用住宅を建設するため、●●の●●●●●●さんが所有する●●の畑●●筆、●●●●㎡に転用を伴う所有権移転を行おうとするものです。
申請地は、●●●●●●●●に隣接する●●地先で、市街化調整区域内の10ha未満の集団性がない農地であり、第2種農地と思われます。
許可要件につきましては、議案第2号第5項の許可要件調査書及び位置図のとおりでございまして、許可要件を満たすものと考えております。
説明は以上でございます。

○議長

ただいま事務局より説明がございました。
申請人を呼んでおりますので、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長

申請人の方は、ご苦労様でございます。
自己紹介の後、申請の概要について、説明をお願いいたします。
なお、発言する際には、挙手のうえ、議長に許可を求めてください。
それでは、申請人どうぞ。

———（申請人説明）———

○申請人

株式会社●●●●●●●の●●と申します。
今回、●●●様のご夫婦が●●●●●●●の現況畑の土地に専用住宅を建築したいということで、農地法5条の申請をさせていただきました。
建物の計画は、高さが約5mの平屋建て専用住宅となります。今回の土地の選定理由といたしましては、家族4人で居住するマイホームを建築したいということであり、ご夫婦の勤務先に近いということで、この土地を選定されたと伺っています。
なお、工事に際しましては、周辺農地および近隣への影響が生じないように留意し、ご迷惑をかけないように十分に配慮して行う計画となっております。

○議長

ただいま申請人より説明がございましたが、何か質問等がございましたらお願いいたします。

○立田委員

議席番号9番の立田と申します。何点か教えてください。
以前の図面を見ますと、敷地内には結構樹木とかが生えていて結構たいへんな工事になるのかなあと思っていたら、もう既に伐根は進められているように見受けたのですが。隣の土地を見ますと道路の幅がセットバックしているような様子があるのですが、今回の住宅建築にあたって、道路部分について敷地のセットバックを行う予定はあるのでしょうか。

○申請人

今回は道路のセットバックを予定しています。セットバック用地につきましては、道路管理者とも協議しまして、後退部分に工作物等を設置しないよう適切な維持管理を行うことで話が済んでおります。

○立田委員

埋蔵文化財の調査が行われているようではございますけれども、文化財の有無について、市の担当課とは協議をされているのでしょうか。

○申請人

埋蔵文化財については、試掘調査を実施いたしましたところ、該当なしということで、何も見当たらなかったという結果でございました。

○立田委員

この土地は、道路側から見て後ろ側の土地がちょっと法面になっているんですね。図面で見ますと、申請地の南側と東側にあたりますが、地盤面が低くなっております。後ろの土地では畑で耕作されている方がいらっしゃるんですけども、今回の申請地から土砂とか雨水とかが流出しないようにすることが大事だと思うのですが、何かしら対策を行う予定はあるのでしょうか。

○申請人

ブロック積みと擁壁を新設しまして、隣地に土砂ですとか水が流れ出ないような対策を講じる予定です。

○立田委員

はい、わかりました。道路が狭いので工事の際は気を付けていただき、近隣にご迷惑がかからないようによろしくお願いします。

○議長

他に何か意見はございますか。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですので、申請人は退席をお願いいたします。ご苦勞様でございました。

———（申請人退席）———

○議長

申請人が退席をいたしましたので、これより採決をいたします。お諮りします。

議案第2号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。よって、議案第2号第5項は許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号、令和8年度 第4次農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、事務局の説明をお願いします。

◎議案第3号の説明

○事務局長

それでは、議案第3号につきまして、ご説明をいたします。

総会議案5ページをご覧ください。

令和8年度 第4次農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農地の賃借を行うための農用地利用集積等促進計画（案）の作成を公益社団法人千葉県園芸協会（いわゆる農地中間管理機構）から市長に依頼され、同条第3項の規定により農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見を聴取するものとなっております。

利用権の種類といたしましては、賃借権等の設定が12件、合計で20筆、33,622㎡でございます。

利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農地中間管理事業の推進に関する法律第3条の要件をいずれも満たしているものと考えております。

詳細につきましては、総会議案6ページから8ページまでをご参照の程、よろしく願いいたします。ご説明は以上となります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がございました。

何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長

無いですので、これより採決をいたします。

また、鈴木委員が関係する案件でございますので、佐倉市農業委員会会議規則第10条の規定により、退席をお願いいたします。

———（鈴木委員退席）———

○議長

お諮りします。

議案第３号について、原案のとおり意見なしと決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第３号は原案のとおり意見なしと決定いたしました。

鈴木委員を入室させてください。

———（鈴木委員入室）———

○議長

続きまして、議案第４号の説明を事務局に求めます。

◎議案第４号の説明

○事務局長

それでは、議案第４号につきまして、ご説明いたします。

総会議案９ページをご覧ください。

土地改良事業につきましては、土地改良法第３条第１項第２号の規定において、事業に参加できる者は原則として耕作者とされております。

しかしながら、当該地区の農業委員会の承認がある場合には、農地の所有者に変更することが可能であると法規定されております。

現在計画されております●●地区の土地改良事業におきまして、参加資格者を農地地権者に変更する旨の申出書が地権者である●●●●さん、ほか●●名から提出されたことから、今回審議することとなりました。

当該申出書は、事業区域内の全ての地権者から提出されておきまして、その理由は地権者であれば事業が終了するまで責任を持って対応できる為と伺っております。事業計画の内容につきましては、総会資料のとおりとなります。

説明は、以上のとおりです。

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がございました。

何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○林委員

議席番号7番の林です。ちょっと伺いたいのですが、土地改良法において、確か2／3以上の賛成者があれば、反対者がいても、事業そのものはできると思うのですが、この計画では全員の方がこの事業に対して賛成をして申請をしているのかどうか教えていただきたいのですが。

○事務局

こちらの事業については、農政課のほうで専任で動いているのですが、今のところ反対者の方はいないということでございます。ただ、所有者で数名の方がいらっしゃって、その方については、色々と手続き等を行っていると同っております。

○林委員

これからおそらく工事にあたって相当資金が必要で、国または県などから助成金が出るにしても、工事にあたってお金を償還していく必要があるわけですが、今の時代、お金を返していくといってもなかなか大変だと思います。その辺はどのようなのでしょうか。

○事務局

今伺っているお話ですと、地権者の負担金はもちろんありますが、中間管理機構の関係で通常の上乗せ分が加算されるということと同っております。これまでの通常助成金に加算して上乗せ分が交付されるということで、決して高額ということではございませんが、そういったものも活用して実施していく計画になっております。確か4月の総会だったと思いますが、ここで新たな農業法人が立ち上げられて実質的な地域の後継者の方も存在しているということですので、継続的にそういったものが図られるのではなかろうかとみているところでございます。

○三門委員

議席番号13番の三門です。私の地区でもこういったことが継続的に計画されているのですが、同意については100%が原則になるようです。おそらく全員から同意書をもって進めていると思います。国のお金でやるんだけれども、地元負担

もそれなりに必要になると思います。補助事業等を活用してなるべく地元負担を低減させるように県も市のほうでも動いているのではないかと思います。

○議長

他に何かございますか。

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。お諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり意見なしと承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり承認することと決しました。

○議長

続きまして、議案第5号の説明を事務局よりお願いいたします。

◎議案第5号の説明

○事務局長

総会議案21ページから22ページのほうをご覧ください。

議案第5号佐倉市農業委員会農地利用最適化推進委員の選出についてでございます。

本案件につきましては、令和8年7月19日の任期満了に伴い、佐倉市農業委員会農地利用最適化推進委員を選出するものでございます。

任期は3年で農業委員の方と同様でございます。推進委員の定数は、条例上15名となっておりますが、臼井地区におきまして、今回1名欠員となっている状況でございます。

選出にあたりましては、市内を7地区に分けまして、各地区2名ずつを基本とし、14の農業者団体から推薦がございました。

お手元の資料の21ページをご覧くださいと思います。

①●●にお住まいの青木^{あおきかずよし}和義さんは、角来農家組合から推薦がございました。

②●●にお住まいの池田^{いけだりょうま}竜馬さんは、千葉みらい農業協同組合佐倉大和芋部会から推薦がございました。

- ③●●にお住まいの石渡光夫^{いしわたみつお}さんは、岩富区から推薦がございました。
- ④●●●にお住まいの今関好明^{いませきよしあき}さんは、上別所農家組合から推薦がございました。
- ⑤●●●にお住まいの小出博道^{こいでひろみち}さんは、千葉みらい農業協同組合佐倉大和芋部会から推薦がございました。
- ⑥●●にお住まいの設楽公洋^{しだらきみひろ}さんは、青菅環境保全会から推薦がございました。
- ⑦●●にお住まいの鈴木健一郎^{すずきけんいちろう}さんは、印旛沼土地改良区佐倉西部支区から推薦がございました。
- ⑧●●にお住まいの鈴木岳志^{すずきたけし}さんは、飯塚農家組合から推薦がございました。
- ⑨●●にお住まいの清宮延郎^{せいみやのぶお}さんは、飯田農家組合から推薦がございました。
- ⑩●●にお住まいの立石晃一^{たていしこういち}さんは、吉見工区から推薦がございました。
- ⑪●●にお住まいの田中良一^{たなかりょういち}さんは、太田農家組合から推薦がございました。
- ⑫●●にお住まいの中村正則^{なかむらまさのり}さんは、千葉みらい農業協同組合佐倉大和芋部会から推薦がございました。
- ⑬●●●にお住まいの藤崎儀之^{ふじさきよしゆき}さんは、大佐倉区から推薦がございました。
- ⑭●●にお住まいの眞野好胤^{まのよしたね}さんは、生谷管理区から推薦がございました。
- いずれの方も地域の農業事情に精通しておられまして、地域のリーダーとしてご活躍されていらっしゃるということで、農家組合等から推薦がございました。
- 今回の委員の選出により、全14名のうち5名の方が新たな委員に交代することとなります。説明は以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がございました。

何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長

無いですので、佐倉市農業委員会農地利用最適化推進委員について、資料のとおり14名の方に決定することについて、賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、14名を佐倉市農業委員会農地利用最適化推進委員に委嘱することに決

定いたしました。

なお、欠員となっている1名の推進委員につきましては、引き続き事務局において公募をされますようお願いいたします。

続きまして、報告事項をお願いいたします。

◎報告事項

○事務局長

報告事項でございます。

- ・総会議案23ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出が1件ございました。

- ・総会議案24ページをご覧ください。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出が1件ございました。

- ・総会議案25ページをご覧ください。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出が6件ございました。

- ・総会議案26ページをご覧ください。

利用権の中途解約に係る通知書が1件ございました。

- ・総会議案27ページから28ページのほうをご覧ください。

地目変更登記に係る法務局からの照会が5件ございました。

報告は以上でございます。

○議長

本日ご提案をいただきました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なるご審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和8年度第4回農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦勞様でございました。

最後に、本日をもちましてご退任される委員の方々におかれましては、たいへんご苦勞様でございました。謹んで御礼を申し上げます。

振り返りますと、平成29年に農業委員の選出方法が、公選制から市長による任命制へ移行し、推薦・公募制度が導入されました。そして本年7月からは、新制度による第4期目の体制がスタートすることとなります。

本来であれば、国の制度趣旨に沿い、農業団体や生産者団体、土地改良区などの関係機関・団体から推薦をいただき、その中から農業委員が選任される仕組みとなっております。

しかしながら、近年は農業従事者の減少や高齢化の進行に伴い、農業委員のなり手不足が深刻化しており、現任の委員の皆様自らが後任候補者の確保にご苦勞されている状況も見受けられます。

このような時代の転換期にあって、農業委員会が果たすべき役割はますます重要になるものと考えております。ご退任される皆様におかれましても、また現任の委員の皆様におかれましても、今後の農業委員会の在り方について引き続きお力添えを賜りながら、地域農業の発展のため、ご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、退任される委員の皆様の今後ますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げます。私からの挨拶といたします。私からは以上でございます。

=== 会 議 終 結 ===